



各種技能講習等のご案内

R7 年春季講習

(会場 富良野地域人材開発センター)

- ◎会場 いずれの講習も富良野地域人材開発センターで行います。住所 富良野市西麻町1番1号 電話 0167-22-2619
- ◎申込方法 申込書は人材開発センター窓口に用意してありますが、教習機関によってはHPよりダウンロードできますのでまずは事前に電話を下さい。
- ◎申込締切 講習開始日の2週間前、又は定員に達し次第締め切りますのでご了承下さい。※早めのお申し込みをお勧めいたします。
(著しく定員に満たない場合は中止にする場合がございますのであらかじめご了承下さい。)
- ◎申込時に必要な物 受講申込書、印鑑(訂正用)、ご本人を証明できるもの(自動車運転免許証もしくは3ヶ月以内に発行した住民票)、受講料
免除コース希望の方は該当する技能講習の修了証、証明写真1枚 縦4cm×横3cm
- ◎キャンセル いかなる理由においても受講当日のキャンセル及び講習途中欠席については返金できません。※連絡は平日の9時～17時まで
- ◎講習時間 講習時間は学科・実技ごとに下記表に記載しておりますが試験時間は含まれておりません。※講習初日に教習機関より時間割明示
- ◎集合時間 午前8時30分(時間厳守)

区分	講習名	講習日	受講料 円 (送料・税込)	受講資格	定員	日数	講習時間 h		委託 教習 機関
							学科	実技	
技 能 講 習	車両系建設機械(整地等) 運転技能講習 (北労安教第401号)	R7.5.8~9	46,000	1. 大型特殊自動車運転免許保有者 2. 不整地運搬車運転技能講習修了者 3. 普通・中型・準中型・大型免許保有者で、3t未満の小型車両系特別教育修了後、3ヶ月以上の経験者 (注 事業主証明と登録機関特別教育修了証等)	10	2	9	5	キヤタピラー教習所(北海道教習センター)
	フォークリフト運転技能講習 (北労安教第400号)	R7.5.12・16	25,000	大型特殊自動車運転免許保有者(カタピラ限定除く)	10	2	7	4	
		R7.5.12~15	53,000	普通又は大型・準中型・中型自動車運転免許保有者		4	7	24	
	小型移動式クレーン 運転技能講習 (北労安教第398号)	R7.5.22~24	50,000	1. クレーン運転士免許保有者 2. 床上操作式クレーン運転技能講習修了者 3. デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許保有者 4. 玉掛け技能講習修了者	10	3	10	6	
			55,000	16Hに該当しない方			13	7	
	玉掛け技能講習 (北労安教第405号)	R7.5.19~21	27,000	1. クレーン運転士免許又は移動式クレーン運転士免許保有者 2. 小型移動式クレーン運転又は床上操作式クレーン運転技能講習修了者 3. デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許保有者	10	3	9	6	
32,000			15Hに該当しない方	12			7		
安全衛生教育	刈払い機取扱業務 安全衛生教育	R7.5.10	14,000	刈払い機取扱業務に従事される方	20	1	5	1	

作業免許の講習終了日をご確認下さい！！

安全衛生教育(再教育)は、玉掛け、車両系建設機械、フォークリフト、職長等の技能講習・安全衛生講習修了後5年毎に受講しなければなりません。現在所有している作業免許で従事されている方は、再度講習修了日を確認し、該当する場合は安全衛生教育の受講をお勧めします。この他、刈払い機等の安全教育や小型車両系等の特別教育も、作業に従事する場合は必要となりますのでご確認ください。国が定める労働安全衛生法を遵守し安全作業・事故防止に努めましょう。

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)を申請する場合

助成金の手続きにつきましては、従来通り教習機関で対応いたしますのでお問い合わせ下さい。
(詳しいことは、北海道労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。 ※厚生労働省のHPでも確認できます。)